

# 新任担当者のための『知的財産』関連契約の基礎知識

～企業出身の講師が“ビジネス”の観点から  
重要なものを中心に短時間で平易に解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2015年 4月 23日(木) 13:30～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

近年、企業や研究機関において、知的財産に関する契約は、ますます重要性を増しています。しかし、すべての契約チェックに同じように時間をかけることは担当者の労力を無駄に費やし、非効率となってしまいます。そこで、本講座では、知的財産に関する契約の一般的な注意事項を述べた後で、以下の契約に関して、ビジネスの観点から重要な項目について、ポイントを絞って解説致します。「秘密保持契約書」、「共同研究開発契約書」、「共同出願契約書」、「ライセンス契約書」の4種類。

講師 Office IP Edge 代表 弁理士 原田正純 氏



講師紹介 1993年京都大学工学部工業化学科を卒業後、宇部興産株式会社に入社。工場の開発部門、欧州の営業部門、本社の環境安全部門、本社の知的財産部門など、様々な職種を経験。2006年弁理士試験合格後から知的財産の業務に従事し、常に知的財産をビジネスに結びつけることを念頭に置く。2013年11月に知的財産コンサルティング事務所「Office IP Edge」を開設。「知財契約」、「知財ライセンス・売買」、「共同研究開発先の探索」などの知的財産業務に取り組む。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をご送付いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

151110-1010 新任担当者のための『知的財産』関連契約の基礎知識			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。  
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])  
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。  
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

## ・プログラム・

### 1. 知財契約の一般的な注意事項

- (1) 当事者
- (2) 目的
- (3) その他

### 2. 秘密保持契約書

- (1) 相手の信頼性
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) アクセス制限
- (4) 情報の返還
- (5) 有効期間
- (6) 監査権
- (7) その他

### 3. 共同研究開発契約書

- (1) 当事者の役割や費用の分担
- (2) 学会発表
- (3) 学生の関与
- (4) 第三者との研究開発の制限
- (5) 進捗状況の確認
- (6) 成果の取扱い
- (7) 事業化する場合の条件
- (8) 不実施補償、優先的な実施
- (9) 改良技術の取扱い
- (10) その他

### 4. 共同出願契約書

- (1) 手続き及び費用の負担
- (2) 発明者への報奨
- (3) 派生する出願の取扱い
- (4) その他

### 5. ライセンス契約書

- (1) 対象製品
- (2) 対象特許やノウハウ
- (3) 実施権の形態
- (4) 実施地域

- (5) 実施期間
- (6) 実施内容
- (7) 再実施権許諾
- (8) 技術援助
- (9) 実施料
- (10) ライセンシーの報告義務
- (11) 特許権や実施権の移転
- (12) 不爭義務
- (13) 非係争義務
- (14) 権利侵害への対応
- (15) その他

### 6. 契約交渉時に心に留めておきたいこと

【受講者の得られること】

- ・担当者として、知的財産に関する契約を効率良くチェックすること
- ・契約を締結するには、相手方の気持ちも考えなければならないこと
- ・契約チェックには割り切りも必要なこと

【対象者】

- ・現在、知的財産に関する契約を起案・チェックしている方
- ・今後、知的財産に関する契約実務に携わる方
- ・知的財産部門ではないが、知的財産に関する契約の概略を把握したい方
- ・法律の観点だけではなくビジネスの観点からも知的財産に関する契約を把握したい方

最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。